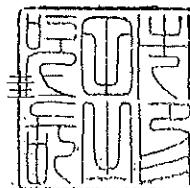




30行情第472-2号
平成30年12月10日
(2018年)

吹田市個人情報保護審議会
会長 岡 豪敏 様

吹田市長 後藤



個人情報の保護について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

電子申込システム構築業務における新たな電子計算機処理に係る個人情報保護について

電子申込システム構築業務に伴う新たな電子計算機処理について

1. 質問する項目 (質問の根拠)	電子計算機処理の制限 (吹田市個人情報保護条例第12条第2項第2号)
2. 対象業務	電子申込システム構築業務
3. 業務概要	<p>1 目的 電子申込システムは、市民や事業者が来庁することなく、インターネット上で様々な申込みができるようになることから、手続きの利便性向上や業務の効率化を図ることを目的としています。</p> <p>2 効果 市民や事業者は、パソコンやスマートフォン・タブレット端末から時間や場所に制限されずに手続を行うことが可能となるため、夜間や休日などにも申請を行うことができます。また、業務担当者（吹田市職員）も申請情報等をデータで管理できることから、受付情報の管理や統計情報の作成が容易になり、業務改善等に活用することも可能です。さらに、誤入力を防止するための入力チェック機能により、事務負担の軽減も図られます。</p> <p>3 個人情報の取扱い 別紙「2-1 電子申込システムの流れ」参照 本システムは、市民がインターネット上の入力画面から申込み内容を入力し、送信することでデータセンターに内容が保存され、その内容をLGWAN（総合行政ネットワーク） *1上から業務担当者（吹田市職員）が確認して受付を行い、必要に応じて受付結果等の内容を申込者にメールで送信できるシステムとなり、イベント・講座などの参加申し込みや本人確認を必要としない各種申請を対象としています。</p> <p>4 情報セキュリティ対策 別紙「2-2 システム構成」参照 本システムはLGWAN - ASP^{*2}型のサービスで、申請者機能と担当者機能に分かれており、申請者（市民等）はSSL暗号化通信^{*3}によるインターネット網を通じて、業務担当者（吹田市職員）はLGWAN回線を通じて各機能のサーバにアクセスします。 申請データについては外部のデータセンターにデータが保管され、申し込み内容等のデータのダウンロードについては、インターネットと分離されたLGWAN環境を利用するために、安全が確保された環境で個人情報を取り扱うことになります。</p>

	<p>また、外部のデータセンターでデータを保管するため市庁舎が停電や災害にあった場合もサービス停止のリスクがなく、データセンターは万全のセキュリティ対策が施されており、セキュリティレベルについても確保されています。</p> <p>さらに、業務担当者（吹田市職員）の適正なアカウント^{※4}管理を行うとともに、申請者（市民等）側の登録情報については、一定期間ログインが無い場合は削除することで、システムの保有するデータの安全かつ適切な管理を行います。</p>
4. 個人情報の内容	別紙1 「個人情報記録項目一覧」
5. 審議に諮る理由	<p>今回の業務が、これまでの手作業処理から新たに電子計算機処理を行おうとする業務であり、吹田市個人情報保護条例第12条により、審議会の意見を聴かなければならないため。</p> <p>今後については、別紙1「個人情報記録項目一覧」に新たな個人識別符号や要配慮個人情報を追加する場合は諮問案件とし、その他の項目を追加する場合は報告案件とします。</p>
6. 今後の予定	平成31年3月1日 稼働予定
7. 担当室課	行政経営部情報政策室

※1 L G W A N(総合行政ネットワーク): 地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化と情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的として構築された、行政機関専用のコンピュータネットワーク。

※2 A S P:情報システムの機能をネットワーク経由でサービス提供すること。また、それを提供している事業者。

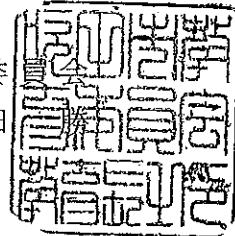
※3 S S L暗号化通信:インターネット上の通信を暗号化する技術。S S Lを利用することで、ユーザーが利用するネットワーク上の通信を暗号化し、第三者によるデータの盗聴やなりすまし、改ざんなどを防ぐことができる。

※4 アカウント：情報システムを使用するために登録される利用者情報。

30学指第1432号
平成30年11月22日
(2018年)

吹田市個人情報保護審議会
会長 岡 豪敏 様

吹田市教育委員会
教育長 原田



個人情報の保護について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第7条及び8条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度の締結に係る個人情報
保護について

学校・警察相互連絡制度の締結について

	収集方法の制限 (吹田市個人情報保護条例第7条第1項第5号及び第2項) 目的外利用及び外部提供の制限 (吹田市個人情報保護条例第8条第2号)
1. 質問する項目 (質問の根拠)	児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡
2. 対象業務	<p>1 目的 児童・生徒の健全育成のため、非行やいじめ等問題行動、犯罪被害防止及び安全確保について学校と警察がそれぞれの役割を果たしつつ、その役割を相互に理解し、緊密な連携の下に効果的な対応を図ること。</p> <p>2 効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ①児童・生徒に係る情報交換の根拠ができる 現在は、学警連絡会や訪問等の機会に、非行事案や犯罪被害未然防止等連携が必要と認められる事案について、相互に連絡等を取り合っているものの、協定が締結されれば、児童・生徒に係る対象事案については、本協定を根拠に児童・生徒の個人情報も含めて必要な情報を相互に連絡し合うことができる。 ②適切な指導が可能となる 現在は、生徒の逮捕事案、ぐ犯その他の非行事案及び児童・生徒の非行に係る事案に関する情報が学校現場に届いておらず、事後の適切な指導ができていない現状である。 特に、管轄する警察署以外の場所で、児童・生徒の非行事案が起こった場合は、学校に情報が入らず、当該児童・生徒に対する学校内での事後指導ができない状況である。 本制度を締結すれば、管轄警察署以外の場所での逮捕事案や非行事案についても、取り扱い警察署から管轄警察署に情報が入り、学校へ連絡をすることができるため、適切な事後指導が可能となる。 ③警察署（少年係）への相談がしやすくなる 相互連絡制度が締結されれば、いじめ相談をはじめ、幅広い相談を学校が警察署に行うようになることから、速やかな事件捜査・事案調査へと結びつくものと思われる。 また、警察署から学校に対しても、これまで以上に学
3. 業務概要	

	<p>校に対して、必要な情報を連絡することになるので、更なる連携強化が期待できる。</p> <p>3 個人情報の取扱い</p> <p>相互連絡の範囲は、連絡対象事案に関係する児童・生徒の健全育成に資するため、校長又は警察署長が連絡が必要と認める事項とし、相互連絡の方法は、連絡事象事案を取り扱った校長若しくは警察署長又は校長若しくは警察署長が指定した者が、電話又は面接による口頭連絡により速やかに行う。</p>
4. 個人情報の内容	<p>①警察から学校へ 逮捕事案、ぐ犯その他の非行事案等及び児童・生徒の被害に係る事案で、警察署長が校長との連携を特に必要と認める事案</p> <p>②学校から警察へ 児童・生徒の非行、犯罪被害の未然防止及び安全確保に関するもののうち、校長が警察署長との連携を特に必要と認める事案</p>
5. 審議に諮る理由	本協定が締結されると、児童・生徒に係る事案について、児童・生徒の個人情報も含めて必要な情報を相互に連絡し合うことになり、吹田市個人情報保護条例第7条第1項第5号及び第2項、吹田市個人情報保護条例第8条第2項により、審議会の意見を聞くことが必要になるため。
6. 今後の予定	平成31年4月1日 稼働予定
7. 担当室課	学校教育部指導室

30吹学職第311号
平成30年12月12日
(2018年)

吹田市個人情報保護審議会
会長 岡 豪敏 様

吹田市教育委員会
教育長 原田 勝

個人情報の保護について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第12条第1項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

吹田市教職員出退勤管理システム構築業務に伴う新たな電子計算機処理について

吹田市教職員出退勤管理システム構築業務に伴う新たな電子計算機処理について

1. 質問する項目 (質問の根拠)	電算機処理の制限 (吹田市個人情報保護条例第12条第1項) 個人情報の取扱いの一般制限
2. 対象業務	吹田市教職員出退勤管理システム
3. 業務概要	<p>1 目的 オンラインタイムレコーダーを利用した出退勤管理システムを導入することで、吹田市立小・中学校に勤務する教職員の出退勤時刻及び休暇取得について、リアルタイムの勤務状況を教職員自らが把握するとともに、管理職及び教育委員会が労務データを効率的に取得し、勤務時間の適正管理と事務の迅速化を図るものです。</p> <p>2 効果 本システムの構築により、学校全体が組織として勤務時間の適正化を意識し、職務の効率化を図ることで、教職員が児童・生徒と向き合う時間を確保するなど、教育活動により専念できる職場環境づくりに資するものです。</p> <p>3 個人情報の取扱い 各校にタイムレコーダーを設置し、各教職員が出退勤時に各自所持するカードを使用して打刻を行います。また、学校教育情報通信ネットワーク（以下「SATSUMI ネット」という。）の学習系領域に構築するオンラインの出退勤管理システムを利用し、各教職員が各種休暇の取得や出張等に伴う打刻漏れの修正を行い、所属長がそれを承認します。 管理に伴い、サーバ上にこれらのデータを保存します。</p> <p>4 情報セキュリティ対策 (1) システム保全（コンピューターウィルス対策） SATSUMI ネットにおいて導入しているウィルス対策ソフトを使用する。運用管理委託業者がウィルス定義更新作業等を行い、最新の定義を保持します。</p> <p>(2) ユーザアカウント管理 ア アクセス権の管理 教職員課において管理する教職員の人事異動情報に基づき、教職員課が役職に応じた権限の付与を行います。 イ ログインユーザ管理 人事異動に伴い、所属の変更や、退職者等の不要となったユーザアカウントは都度削除します。</p>

	<p>(3) 不正アクセス対策</p> <p>ア データへの不正アクセス対策</p> <p>SATSUKI ネットに接続する端末は、電子証明が導入されているもののみであり、その他の端末の接続はできません。</p> <p>イ 外部ネットワークからの不正アクセス対策</p> <p>サーバ↔インターネット間にファイアウォールを設置しています。また、サービス正常動作監視等のセキュリティ対策を実施します。</p> <p>(4) 物理アクセス対策</p> <p>サーバは市役所高層棟 9 階情報政策室管理区域内に設置します。管理区域については入退室制限を行い、セキュリティを確保しています。</p> <p>(5) データの保全 (バックアップ等)</p> <p>毎日のデータバックアップを行い、障害が発生した場合、迅速なデータ復旧を可能とする設計としています。</p>
4. 個人情報の内容	別紙1 「個人情報記録項目一覧」
5. 審議に諮る理由	今回の業務が、これまでの手作業処理から新たに電子計算機処理を行おうとする業務であり、吹田市個人情報保護条例第12条第1項により、審議会の意見を聴かなければならないため。
6. 今後の予定	平成31年1月1日 稼働予定
7. 担当室課	学校教育部教職員課